

公益社団法人日本口腔インプラント学会 役員候補者選出規程

平成22年11月11日制定

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の役員候補者の選出に関して規定するものである。

(運営委員会)

第2条 理事候補者の選出に関する運営は、「代議員選挙規程」に規定される中央選挙管理委員会及び各支部の支部選挙管理委員会が行う。

(支部選出規程)

第3条 定款第20条第2項及び第21条第3項に規定する外部理事以外の理事候補者を選出するため、各支部に支部役員選出規程を設ける。

2 支部における理事候補者及び支部長の選出方法は、本規程に定めるもののほか、各支部会則及び支部役員選出規程による。但し、支部役員選出規程は、定款その他法令に違背するものであってはならない。

(理事候補者の資格)

第4条 定款第20条第2項及び第21条第3項に規定する外部理事以外の理事候補者は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性を確保するために、次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 過去に代議員に選任された者
- (2) 専門医又は指導医もしくは同等の学術的知識並びに経験を有する者

(理事候補者数)

第5条 定款第20条第2項及び第21条第3項に規定する外部理事以外の理事候補者数は支部ごとに以下のとおりとする。

東北・北海道支部：2名
関東・甲信越支部：7名
中部支部：2名
近畿・北陸支部：4名
中国・四国支部：2名
九州支部：3名

2 前項の規定に関わらず、支部ごとの候補者数は支部代議員数に多大の変化があった場合、理事会の議を経て見直すことができる。

(理事候補者の選出)

第6条 各支部における理事候補者は、本会代議員選挙規程第10条2項により改選年の

- 1 月 1 日時点において確定している各支部に属する次期代議員の中から選出する。
- 2 理事候補者の選出において、本会代議員選挙規程第 7 条 2 項に定める所属区分ごとの定数配分は、各支部において定める。
- 3 理事候補者の内 1 名は、当該支部の支部長とする。
- 4 定款第 20 条第 2 項及び第 21 条第 3 項に規定する外部理事については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 15 号の規定により、職務を遂行するに足る能力を有する候補者を理事会が法人外部から 1 名選出する。

(届け出)

第 7 条 支部選挙管理委員会は、改選年の 3 月末日までに次期理事候補者（次期支部長名を明記）の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。

(理事長、専務理事及び常務理事の選出)

第 8 条 理事は、総会決議後直ちに理事会を開催し、互選により理事長を、理事長の推薦により専務理事及び常務理事を選任する。

- 2 理事長の任期は、連続して 3 期までを限度とする。

(監事候補者の推薦)

第 9 条 監事候補者は、職務を遂行するに足る能力を有する者を理事会が会員外から 1 名を、会員から 2 名以内を推薦することができる。

- 2 定款第 20 条第 2 項及び第 21 条第 3 項に規定する外部監事については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 15 号の規定により、理事会が法人外部から選出し推薦する。

(理事長、専務理事、常務理事及び監事の報告)

第 10 条 理事長、専務理事、常務理事及び監事を会員に会告する。

(補則)

第 11 条 定款及びこの規程に定めるもののほか、役員を選出に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第 12 条 この規程を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成 24 年 6 月 10 日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、平成 25 年 6 月 2 日に一部改正し、同日から施行する。
4. この規程は、平成 26 年 6 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。
5. この規程は、平成 27 年 3 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。
6. この規程は、平成 27 年 5 月 31 日に一部改正し、同日から施行する。
7. この規程は、令和 4 年 6 月 19 日に一部改正し、同日から施行する。

8. この規程は、令和5年6月3日に一部改正し、同日から施行する。
9. この規程は、令和7年3月20日に一部改正し、令和7年4月1日から施行する。
10. この規程は、令和7年5月31日に一部改正し、令和8年6月14日から施行する。